



中古自動車の売却トラブルに注意！

相談事例

車を処分するため、中古車売却の一括査定サイトに登録すると、6社が見に来た。もっとも高額で引き取ってくれる買い取り業者に決め、手続きを進めるうち、相手の対応に不満を持ったので、1週間後に「解約したい。」と買い取り業者に伝えた。すると、「契約は成立しているので、解約するなら解約料10万円を払ってください。」と言われた。まだ車も引き渡していないし、損害は発生していないだろう。解約料は払いたくない。クーリング・オフはできないのか。

アドバイス

- ◆車の売却に、特定商取引法によるクーリング・オフは適用されません。査定場で急かされても、冷静に考えましょう。
- ◆契約後は、原則として契約書の内容に従うことになります。解約料の金額や、いつ発生するのかを確認しておきましょう。
- ◆困ったときは、消費生活センター、もしくは、車買取りの事業者団体である一般社団法人日本自動車購入協会の消費者相談窓口(0120-93-4595)に相談しましょう。

ロードサービス業者との高額料金トラブルにご注意ください！

相談事例

自宅駐車場に停めていた車のバッテリーが上がっていた。インターネットで見つけた「バッテリー上がり3,980円～」と記載のあるサイトのフリーダイヤルに連絡した。電話口では「料金は行ってみないと分かりません。」と言われ、来訪した担当者から、作業前に「料金は44,000円です。」と説明があった。高すぎると思ったが、仕方がないので応諾し、現金で支払った。契約書は無く、領収書に「基本料4,000円、施工点検料27,000円、出張費用9,000円、税4,000円」と書かれていた。広告とあまりにも違うので納得がいかず、加入している損保会社に相談すると、消費生活センターに相談するよう助言を受けた。

アドバイス

- ◆自動車保険にはロードサービスが付帯しているケースが多く、事故だけでなく、故障の場合でも付帯されたロードサービスを利用することができます。契約中の自動車保険にロードサービスが付帯されているか分からない場合は、損害保険会社や保険代理店にご確認ください。
- ◆車を購入した販売会社が提供するロードサービスや、会員制のロードサービスを利用できるかも確認しましょう。
- ◆広告や事前に聞いていた金額と、実際の請求額に相当な開きがある場合などは、クーリング・オフを適用できることがあります。お早めに消費生活センターにご相談ください。

● 各消費生活センターの相談窓口 ●

福岡県 092-632-0999(日曜日でも電話相談可)	福岡市 092-781-0999(第2・第4土曜日でも電話相談可)
北九州市 093-861-0999(土曜日でも相談可)	久留米市 0942-30-7700(第2日曜日でも相談可)
飯塚市 0948-22-0857	宗像市 0940-33-5454
大牟田市 0944-41-2623	行橋市広域 0930-23-0999
糸島市 092-332-2098	筑紫野市 092-923-1741

*消費者ホットライン TEL(局番なし)188(いやや！)(あなたの地域の消費生活センター・消費生活相談窓口をご案内します)

※ナビダイヤル通話料金が発生します